

金融機関の貸付けの審査が厳しく、決算書の内容が細かくチェックされている。

決算書のほかに、資金の流れを表すキャッシュフロー計算書も求められる。

金融機関も金融庁から貸付けの内容について、厳しい検査を受けており、不良債権の処理や、貸付け先のランク付けが進み、審査の甘い貸付けはできなくなった。

企業にとって、果たして、この決算内容で貸付けが受けられるかどうかの不安がつのる。

### 複雑さを増す会計手続き

決算書の表示の仕方が複雑になってきた。

グローバル化が会計にも及び、外国で仕事をする会社などは、決算書の表示も国際的な基準に合わせたものが求められる。時価会計やキャッシュフロー計算書の作成も義務付けられてきた。

商法の改正によって、会計の仕方も変わった。

金庫株の取得や準備金の表示、資産の評価の仕方が、原価主義から時価主義になるなど、めまぐるしい。

資本金五億円、負債二〇〇億円

## 経営の散歩道

中小企業の会計基準を活用しよう  
銀行借入にも有利

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授  
川中清司

以上の大会社は、会計の処理について商法の規制を受けるが、中小企業の影響も少なくない。

### 二つの中小企業の会計基準

中小企業は借入れに対する担保力が弱く、ほとんどの会社は経営者の個人保証を要求される。

金銭の管理も、会社と個人の区分が曖昧な場合もあり、決算書の内容についての問い合わせも多い。

税制の改正点も多く、退職給与引当金などが認められなくなった。減価償却の内容も変わった。

経理処理や決算のあり方について、何らかの基準が必要とされて

きた。

どのような基準で会計を処理したらよいのか、いわば、決算を組む際の拠りどころが欲しかった。

そんな悩みに応えるため、二つの中小企業のための会計基準が発表された

一つは中小企業庁の「中小企業の会計に関する研究会」の報告書で、一四年九月に発表された。企業自身が「報告書に示す内容にそって正しい決算書を作った」ことを宣言する形になっている。(表1のとおり)

これを参考にする形で作られたのが、日本税理士連合会の「中小会社会計基準」で、一四年一二月に発表された。これは、税理士が決算書の内容をチェックして、正しい基準に基づいて作成されているということを表明する形をとっており、対外的な信用を付加しようという仕組みだ。

### 中小企業庁の

### 「中小企業の会計」

中小企業庁では、決算書に「宣言書」やチェックリストをつけて、金融機関などに出すように勧めている。

添付するチェックリストの内容

は、

● 現金預金は「金融機関が発行した残高証明書と一致しているか」

● 固定資産は「減価償却資産の耐用年数は適切であり、継続的に、規則的な償却を計上しているか」などの一六項目からなっている。

キャッシュフロー計算書については、必須ではないが「経営判断の基礎として作成することが望ましい」としている。

注記事項として「役員と会社間の債権債務、担保の提供、保証の有無、重要な会計方針、リース情報等」も注記することを望んでいる。

### 日税連の

### 「中小会社会計基準」

中小会社にとって、税金と借金は切実な課題だ。

決算を組んだ結果で、法人税などをいくら納めるか。銀行に提出して融資を受けられるかどうか経営を左右する。

正しい決算の組み方はどうしたらいいのか。むつかしい会計の規則よりも、分かりやすい決算の目安が欲しい。要するに、税務署にもパスするし、銀行にも経営内容を良く分かってもらえる決算書が

表1 一中小企業庁の宣言書一

●「中小企業の会計」に準拠した決算書のアピール例

中小企業庁による「中小企業の会計に関する研究会」報告書に基づいて作成した決算書であることの宣言書

平成〇年〇月〇日

(住 所) 〇県〇市〇丁目〇番地  
 (商 号) 株式会社〇〇商事  
 (代 表 者) 〇 〇 〇 〇 ㊟  
 (経 理 責 任 者) 〇 〇 〇 〇 ㊟

私は、自社の経営革新を目指し、当事業年度(自平成〇年〇月〇日至平成〇年〇月〇日)における計算書類(決算書)及び付属明細書を、「中小企業の会計に関する研究会」報告書に基づいて、適法・適正に作成したことを宣言します。

一、決算書作成の基礎となる会計帳簿は、完全網羅的に、真実を適正に、秩序整然と、事実に基づいて作成したことを宣言します。

二、具体的な会計処理については、別紙「決算書作成チェックリスト」に基づいて、実施したことを宣言します。

以上

「決算書作成チェックリスト」

(省 略)

求められていた。そうした要望に応えようと、税理士の全国組織・日税連では、「中小会社社会計基準」を発表した。この中小会社社会計基準は、税理士が決算書の内容を審査して、そのチェックリストを関与先会社の社長に報告する。「下記の事項について確認を行いました」と内容の正当性を「お墨付き」する形となっている。(表2のとおり)

先に紹介した中小企業庁の「報

告書」も参考にしており、内容は基本的に一致している。税理士がチェックする項目は二四あり、資産、負債が主体となっている。税効果会計の内訳、キャッシュフロー計算書の作成の有無なども記載する。

チェックリストは  
 バランス科目が主体

主なものとしては、預金、売掛金などの金銭債権や、外貨建資産、

有価証券、固定資産のほか、負債に関する項目、リース取引などがある。引当金では、貸倒引当金、退職給与引当金など。経営比率では自己資本比率や営業利益率、支払利息率も記載する。売上高と前期との対比、代表者など役員報酬の額、法人税所得金額も記載する。末尾には、当期の特殊事情と、税理士としての所見を述べるよう

になっている。この中小会社社会計基準に定めていない事項については、商法および商法施行規則のほか、企業会計原則、法人税法(取扱通達を含む)などの定めのうち、中小会社の計算書類の作成上、合理性のあるものを参酌する。基準には、モデルとなる貸借対照表や注記事項とその記載例なども載せている。

三井住友銀行が  
 無担保で貸付け

日税連から、金融機関などへPRし、効果をあげている。

三井住友銀行では、税理士がこのチェックリストをつけた決算書を出す企業に対しては、五〇〇〇万円まで融資する制度を始めた。担保は不要で、保証人は第三者の保証は不要(代表取締役の連帯保証が必要)。名付けてクライアント・サポートローン。

債務超過の企業も貸付けの対象としており、貸出しの期間は五年以内。取扱手数料は不要となっている。昨年末で、すでに融資実績は九〇件、二八億円を超えている。顧問の税理士と相談して制度を活用されるようおすすすめしたい。